

国民年金だより

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年に納められた保険料の全額で、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族(お子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年中に納付した国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書又は領収証書を添付してください。(平成28年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。)

税法上ととても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

◇11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です◇

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様にも公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を積極的に行います。



年金相談及び納付相談会のご案内

日本年金機構仙台北年金事務所職員による出張相談会を開催しますので、ぜひご利用ください。

- ◆日時 11月24日(木) 午前10時～午後3時
- ◆場所 まほろばホール1階会議室(大和町吉岡南二丁目4-14)
- ◆相談内容
 - 年金受給に関すること
 - 国民年金保険料納付に関すること
 - その他年金に関すること

○年金受給に関する相談は、事前の予約が必要です。
○相談内容にあった専門のスタッフが丁寧に対応します。

予約申し込み ☎224-0895



◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0897 / 住民生活課 ☎341-8512

あなたの借金
必ず解決できます!

宮城県多重債務無料相談会開催



県では多重債務問題に対応するため、多重債務に関する無料法律相談会を開催します。個人の方を対象としますが、県庁、気仙沼、大河原の各会場では、事業者の方の相談も受け付けますので、問い合わせください。

あわせて、借金などが原因で心の健康に不安(よく眠れないなど)がある方を対象に、「心の健康相談」も実施しますので、遠慮なくご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。弁護士・司法書士・消費生活相談員及び保健師(心の相談のみ)などが相談に応じます。

開催日	会場	定員(個人)	相談会の内容
11月30日(水)	県石巻合同庁舎	16名	◆開催時間 午前9時30分～午後4時30分 (ただし、栗原会場は午後1時からとなります。) ◆相談時間は1人当たり原則1時間30分とします。(心の健康相談は別途) ◆相談の流れ ①消費生活相談員等による面談(30分) ②弁護士又は司法書士による法律相談(30分) ③消費生活相談員等による事後相談等(30分) ◆希望する方は「心の健康相談」も受けられます。
	県登米合同庁舎	8名	
12月1日(木)	県栗原合同庁舎	4名	
	県気仙沼合同庁舎	8名	
12月2日(金)	県大河原合同庁舎	16名	
	県大崎合同庁舎	8名	
12月3日(土)	県庁	24名	
12月4日(日)	県庁	24名	

- ◆申込方法(事前予約制) 予約受付期間 11月7日(月)～25日(金)
- 【個人の方】 宮城県消費生活センター ☎261-5164
予約受付時間 午前8時30分～午後5時15分
- 【事業者の方】 12月1日(気仙沼) 12月2日(大河原) 12月3日、4日(県庁) のみ開催
東北財務局金融監督第三課 ☎266-5703
予約受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時
- ◆問い合わせ先 県消費生活・文化課(消費生活センター) ☎211-2524

消費生活相談窓口から ＊転ばぬ先の消費者知識＊

このコーナーでは、皆様に今起きている消費者問題について、お知らせしていきます。皆様も身近にある困りごとや納得できないことがあったらご相談ください。電話でも対応しています。

☆しつこい電話勧誘

しつこく勧誘され断りきれずに注文してしまったら、どうしたらよいでしょう。

事例 突然電話がかかってきて「地域の特産品はいりませんか? 極上品が手に入りました」と言われた。「いらない」と言っているのに「安くする」「極上品だ」としつこく勧誘され注文してしまった。やっぱり断りたいが相手が誰かわからない。



- ・直接配達されたら「受取拒否」をしましょう。その時に忘れないで販売会社や住所、電話番号を確認してクーリング・オフの通知を送付しましょう。
- ・配達業者から代金引換の連絡がきたら、受取拒否をして販売会社や住所、電話番号を聞きクーリング・オフの通知を送付しましょう。
- ・販売会社から「〇月〇日に商品を送る」という連絡がきたら、すぐにクーリング・オフの通知を送付しましょう。

電話勧誘による契約では、契約書面を受け取った日を含めて8日間は無条件で契約を解除できる「クーリング・オフ制度」があります。クーリング・オフは書面で行うのが良いでしょう。配達の記録が残るように「特定記録郵便」や「簡易書留」で送付します。はがきの両面をコピーし、郵便局の受領書と一緒に保管してください。

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512